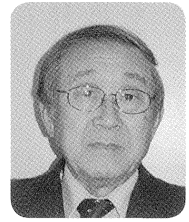


# かもがわ

暑中お見舞い  
申し上げます



## 裁判員裁判と厳罰化

坂元 和夫

はじめに

二〇〇九年五月二一日に裁判員裁判制度が実施の日を迎えました。実際に、裁判員裁判が始まるのは早いところでも二、三ヶ月後になりませんが、この事務所報が皆様のお手元に届く頃には各地の刑事法廷に裁判員が顔を見せていることでしょう。

裁判員裁判は、絶望的と評されて久しいわが国の刑事裁判の現状を抜本的に改革するものとして導入が提案されていた陪審制が換骨奪胎的にせよ形を変えて実現した制度です。これによってもたされるかも知れない刑事裁判の明るい未来を夢見るのは私だけではあ

りません。しかし、懸念材料も幾つかあります。その一つが裁判員裁判では刑がより厳しくなるのではないかとという心配です。

### 厳罰化の潮流

もともとわが国の刑事司法は犯罪被告人に対する処罰が諸外国に比べて緩やかでしたが、一〇年ほど前から急激に厳罰化の方向へ変わってきています。二〇〇一年に最高刑を一五年とする危険運転致死傷罪が創設され、二〇〇四年の刑法改正で懲役刑・禁固刑の最高刑が従来の一五年から二〇年(加重は三〇年)に、殺人罪の最低刑が三年から五年に引き上げら

れました。手続の面でも、二〇〇〇年の少年法の改正で、成人と同じように処罰できる年齢を一六歳から一四歳に引き下げ、一六歳以上で故意に人を死亡させた重大なケースは原則として成人扱いにし、二〇〇七年の刑事訴訟法の改正で、一定の重大犯罪の事件では被害者又はその遺族が刑事裁判の手続に参加することを認めただけか、被害者に刑事手続の中で被告人に民事の損害賠償を請求する手続を導入しています。

また、刑の執行状況についての統計をみると、過去一〇年ないし一五年間におけるわが国の拘禁率(人口一〇万人あたりの懲役刑・禁固刑による被拘禁者数)は一・八倍に上昇し、死刑確定者の数は二倍になり、死刑執行数は、それまで年に多くて三、四件だったのが一〇件ないし十数件に激増しています。

このような急激な厳罰化

は、幾つかの凶悪犯罪がマスコミを通じて全国津々浦々に報道され人々を震撼させたことが引き金でしたが、これを社会問題ないし政治問題にしたのが一九九〇年代の終わり頃からの犯罪被害者運動です。中でも二〇〇〇年に結成された「全国犯罪被害者の会」の活動が厳罰化を目指す法改正の原動力となりました。

こうした社会現象を研究者はポピュリズム刑事政策(Penal Populism)と呼んでいます。ポピュリズムという言葉は、もともとはエリート主義の反対語で市民による民主化を意味しましたが、最近では、大衆に迎合しマスコミを使って世論を動かそうとする政治手法を指すことが多いようです。

刑事司法における厳罰化の傾向はわが国に限ったことではなく、多くの先進諸国にみられる世界的な潮流です。アメリカは、三度

の有罪判決で終身刑となる三振法(Three strikes an you're out)に象徴されるように超厳罰主義で拘禁率でも突出していますが、オランダ、ニュージーランド、スペイン、イギリス、ギリシャ、ベルギー、ドイツなどもここ一五年間に著しく拘禁率を高めています。

では、わが国を含めてこれらの国々で治安が悪化したり犯罪被害が増加しているかという点必ずしもそうではなく、統計上はむしろ逆なのです。それにもかかわらず、治安が悪化していると多くの人が考えている点は共通しています。

グローバルな厳罰化の中で、この潮流に敢えて乗らない国も少数ながらあります。カナダ、フィンランド、フランスなどです。これらの国々でも凶悪犯罪が起る度に世論が厳罰化を叫ぶのは他の国と同じなのですが、政治的指導者やこれを支える官僚が大衆に迎合す

る政策をとらなかつた点が違ふようです。

このような世界的な厳罰化の潮流の中で、新しくスタートした裁判員裁判はどのような刑を言い渡すのでしょうか。

### 裁判員が量刑にも加わる事の問題性

裁判員裁判では、有罪か無罪かを決める事実認定とともに刑罰の種類と程度を決める量刑にも裁判員が参加します。事実認定は、ある行為があつたかなかつたかという判断なので、誰もが日常生活の中で行つていふ普通の精神作業に属します。その意味では、裁判員が事実認定に特に優れているわけではなく、むしろ、職業的慣れに汚染されていない素人の裁判員の方が新鮮な感覚と緊張感をもって臨める分玄人の裁判員よりも間違いの少ない事実認定ができるだろうと言われています。

量刑判断はそうではありません。同じ罪でも、動機や犯行態様や被害の程度は様々ですし、被告人の前歴や資質や犯罪性(再犯の可能性)も同じではありません。最近では被害者側の意向も考慮に入れることが要求されます。こうした事情

を考慮してその被告人を死刑にするのか無期懲役がいいのか懲役何年が相当なのかを判断することは、一般人の全く経験しないところですから、裁判員が従来裁判実務で相当と考えられていた量刑基準とかけ離れた刑を主張する可能性があります。

裁判員裁判では六人の裁判員の外に三人の裁判官がいるので、裁判官が適切にリードするからそのような心配はいらないとも考えられます。しかし、妥当な結論に導くために裁判官のリードが行き過ぎると、裁判員の中に不満を抱く人が必ず現れるでしょう。守秘

義務の壁があつても、「参加の意義が感じられなかつた」とか「二度と裁判員などやりたくない」という感想を押さえ込むことはできません。こういった声が充満すると裁判員裁判制度は崩壊します。

そもそも、主権者である国民の意見を裁判に反映させることにこそこの制度の趣旨があるのだから、裁判員の意見は量刑においても最大限尊重されるべきだという見解も強く主張されています。この制度を提案した司法制度改革審議会意見書の立場がそうでした。仮に、その被告人にこれまでの

量刑基準からかけ離れた刑が科せられても、重かるうが軽かるうがそれが主権者の意思だとみなすわけです(民主主義)。模擬裁判では、裁判員に対して、「これまでの量刑基準にとらわれる必要はない。裁判員裁判の量刑が集積されることによって、それが新しい量

刑基準になるのだ」とはつきり言った現職の裁判長さえいました。この考え方もとでは被告人の立場が危うくなる可能性が高いので、量刑に裁判員を関与させることについては今でも強い反対意見があります。

### 一層の厳罰化の懸念

ません。当然のことながら裁判員の量刑意見は重い方へ傾いて行きます。裁判官がそれに歯止めを掛けようとしても、先に述べた事情から限度があります。

普通の人は、自分や家族が犯罪の被害に遭うことはあつても犯罪者になることがあるとは考えません(痴漢事件は例外)。裁判員が被告人の立場よりも被害者の立場に立つて物事を考えてしまうことはむしろ自然なのです。制度実施に先

立つて全国的に行われた模擬裁判員裁判の結果がそれをはつきりと示していました。それに加えて、被害者が裁判手続に参加して意見を述べることができるようになりました。目の前の被害者やその遺族の憤りや無念さや悲嘆の生の声や姿に心を揺さぶられない人はい

ません。覆っている厳罰化の社会風潮は収まる気配が全くありません。職業的裁判官でさえこの風潮に押されて重罰化した裁判へどんどん傾いていっています。まして、裁判員がこの風潮から自由であるとは到底考えられません。それどころか世論の先頭を切って厳罰を主張する裁判員も必ず出てくる筈です。裁判員裁判の厳罰化は避けられないのです。だからといって被告人が裁判員裁判を辞退することは許されません。これからの裁判員裁判で被告人の弁護をするようになる弁護士は、被告人が一面では冬の時代を迎えたことになるのに気が付いているのでしょうか。



## これからの 日本経済のあり方

尾 藤 廣 喜

こんな経済でいいのか

世界金融危機の下で、日本経済の失速が目立っています。

その中で、企業は競って派遣労働者を雇い止めしたり、正規労働者を解雇したりすることによって、経営の建て直しを行なおうとしています。中でも、輸出依存型の大企業の、それまでの膨大な内部留保を横目に、ひとたび景気が後退し始めると労働者を物のように扱い使い捨てるといった体質が、大きな批判を浴びています。

今日、金融中心の日本の企業活動の「モラル」の低下が強調され、本来人間の生活を支え、市民の暮らし

に役立つ良い製品を提供するという企業本来の存在意義すら疑問を持たれる時代になってきています。

日本でいちばん大切にしたい会社

それでは、日本の企業のお先は真っ暗で、展望が全く持てないのでしょうか。そうではありません。先日、「日本でいちばん大切にしたい会社」(坂本光司著あざ出版)という本を読み、意を強くしました。

この本では、障害者雇用に五●年前から懸命に取り組みながら、より良い製品作りに懸命の努力をしている「日本理化学工業」、斜陽産業といわれる寒天業界

にありながら、「企業の目的は社員の幸福を通じて社会に貢献すること」という経営理念をもとにゆっくと着実に成長を続けている「伊奈食品工業」、岩見銀山の麓という地方に位置しながら、義肢装具など弱者の役に立つ価値ある商品を世界的視野で作りを続けている「中村ブレイス」、成熟産業といわれる菓子業界において、顧客の圧倒的サポートで好業績を継続している「柳月」、そして、地方の商店街に位置した小売店舗ながら、顧客のニーズに徹底的にあわせた商品づくりをしている「杉山フルーツ」などが紹介されています。

これらの企業の共通点は、「社員とその家族を幸せにする」「外注先・下請企業の社員を幸せにする」「顧客を幸せにする」「地域社会を幸せにし、活性化させる」そして最後に「自然に生まれる株主の幸せ」を五つの柱として経営してい

る点にあります。そこには、「ただ儲かればよい」とか「従業員はモノにし過ぎない」などの、新自由主義やマネー資本主義の考え方と全く反対の理念があります。

近江商人に学ぶ

これらの企業の考え方は、実は日本では、古くから受け継がれてきたものです。

近江商人の世界では、「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の「三方よし」の考え方が、重視されてきました。商売は、売り手と買い手という当事者のためだけでなく、世の中のためにもなるものでなければならぬことを強調したこの考え方は、宝暦四年(一七五四年)の中村治兵衛宗岸の書き置きに由来するものといわれています。

これからの日本の経済は、輸出に専ら依存するのではなく、内需拡大を旨と

し、株主や経営者の利益だけでなく、従業員の幸せと社会貢献を重視するものでなければなりません。アメリカで言われている「グリーンニューディール」の考え方も同じ考え方に立つものです。企業の競争力は、単なるコストダウンからではなく、獨創性・質の高さに求めるべきです。

また、中小企業は、単なる大企業の下請けではなく、技術と質を重視し、数は少なくとも、スピードと試作的・開発的な個性のある仕事を追求すべきでしょう。

「世のため人のために役に立つ商品を重視する」日本のビジネスの原点・近江商人のこころをとりもどすことこそが、日本経済の牽引車になるのではないのでしょうか。



## 高利をめぐる 最高裁判事の攻防

山崎 浩一

最近、電車内で、高利の借金の処理を宣伝する司法書士等の広告を見かけます。利息制限法の利率を超える利息を支払っていた場合には、超過額を元本に充当し、過払い金がある場合に業者に返還を求めるという処理が定着しています。今では当たり前のように行われているこのような処理も、実は利息制限法の規定からは、相当無理な解釈を最高裁判所が行った成果なのです。

### 律令の規制

ところで、利息に関する規制は日本においても古くからあったようで、古代律令制における出挙(すいこ)の制度がこれにあたり

にも助力はしないという制度を取ったわけです。

これからすれば、制限利率を超える利息を元本に充当することは、結局は返還を認めたことになることから許されないということから自然な解釈でしょう。

ます。政府が農民を救済するため、春に稲を貸し、収穫時に利息をつけて返還させるものを公出挙(くすいこ)、豪族などが行うものを私出挙(しすいこ)としました。年利は公出挙は五割、私出挙は一〇割を超えてはならないことになってきたそうです。

### 充当否定の判決

利息制限法は、同法の利率を超える利息を支払う合意は無効であるとする一方で、無効な利息でも、債務者が任意に支払ったときは返還を請求することはできないと規定しています。制限利率を超える利息については、裁判所はどちらの側

現実には最高裁判所昭和三七年判決は、裁判官九対五の多数をもって、元本への充当は認められないと判断しました。多数意見は高利金融に対する経済的弱者の保護より利息制限法の文言に忠実な解釈を優先させたのでした。また、多数意見のうちの一部の裁判官は、ある程度の高利の庶民金融は、社会にとって必要であると強調していました。

### 充当肯定の判決へ

ところが、そのわずか二年後の昭和三九年には最高裁判所は一〇対四の多数で「債務者が任意に支払った制限超過部分は残存元本に充当されるものと解する

ことは、経済的弱者の地位にある債務者の保護を主たる目的とする本法の立法趣旨に合致するものである。」として、元本への充当を認める結論へ変更しました。

このように結論が逆転した背景には、最高裁判所の裁判官が大幅に入れ替わったという事情もありました。が、前の判決に対して多くの学者や世論の批判があったことも大きな原因となっていたのです。

しかし、反対意見の裁判官も、単に高利金融を擁護するという立場ではなく、「いわゆる悪法は、できるだけ縮小解釈すべきであって拡張解釈すべきでないとの解釈論は、私も、一般論として肯認しないではない。また、多数意見の強調する借主の保護の必要性もよく理解しうるのであるが、法律の解釈にはおのずから限界があるのであって、それ以上のことは、明確な立法をもつて解決すべきではない

いかと考える。」という理由から反対したのです。

### 過払い金の返還肯定へ

しかし、この判決でも、元本債権の残存しない場合に、過払い金の返還までも認めることはできないという解釈のほう有力だったのです。それが昭和四三年の最高裁判所判決で返還請求が認められたのです。

そして、超過利息を債務者が任意に支払ったときは返還請求ができないという条文は平成一八年の法改正により削除されました。

### 司法の存在意義

昨今の政治家の意識の低下や国会の議論の空洞化を見るにつけ、司法消極主義は理念としては正当であっても、現実の日本においては、必ずしも妥当しないのではないかと思っていました。が、利息制限法の解釈を巡る裁判所の判断を見るとその感を強くします。



## 新型インフルエンザ

### 第一波

鎌田 則仁

本年五月の一月間、国内を大混乱に陥れた新型インフルエンザ。幸い死亡者も出ず、当初の予想より

毒性が弱いということ、あつという間に、「安全宣言」というよく分からないものが各地で出されるなど、世の中は何もなかったような一見平穏な様相を呈しています。この夏の「かもがわ」のテーマはこれにしようかと考えていた矢先の六月二十五日、新聞のほんの片隅に国内の感染者一〇〇〇人を超すと報じられ、筆が進まないうちに、七月八日にはこれまた片隅に二〇〇〇人を超えたと報じられています。この暑さのちよっと不気味な感じがし

ないでもありません。

★

五月に大きな混乱が生じた最大の原因は、国が強毒性のインフルエンザの発生を想定した対策しか立てていなかったところに、弱毒性のものが発生したためということになっているようです。しかし、そもそも将来発生、流行が予想されるインフルエンザのウイルスには、毒性、感染性、由来等からさまざまなバリエーションがあり得ることは、分かりきったことでしよう。また、当初は毒性が分からなかったのでやむを得なかったという国の主張についても、海外で発生したインフルエンザについて、

その毒性なり感染力が必ずすぐ分かるという頭でいたとすれば、楽観的に過ぎるというほかありません。分からない期間が当然あり得ること、その期間をどうするかということまで考えておくということが真の「対策」というものではないでしょうか。

★

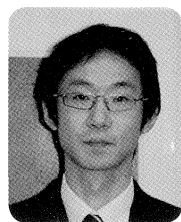
強毒性のインフルエンザを想定したとされていた対策自体も、首をかき上げざるを得ないものでした。一つは、空港や港での検疫でウイルスの侵入を止めようという「水際作戦」です。症状が出てくる前から感染性があるわけですから、検疫をすり抜ける事例が必ずあることが以前から指摘されており、WHOからも有効性の証明がないということまで推奨されていないにもかかわらず、水際作戦により完全にウイルス侵入を阻止し得るのかのように広報と人的・物的資源を投入した結

果、検疫の網からのすり抜けを見抜けず、発見も遅れ、発見後には関西を中心に社会的混乱が急激に増幅しました。もう一つは、診断を特定の発熱外来のみに一本化し、患者を特定の医療機関に全員入院させるという対策です。たとえば、患者が最も多く発生していた当時の神戸市では受入可能病床が五四床しかなかったようですので、このような対策がたちまち破綻するであろうことは素人でも分かりそうなものです。患者が多数発生した地域の発熱外来がたちまちパンク状態になり、また、熱があるというだけで、一般の医療機関で受診できないという過剰反応も多くみられたところですから、こういう有様ですから、本当に強毒性のインフルエンザが流行していたらと考えると、慄然とするものがあります。

★

マスク不足で、マスクが

必要とされる人にマスクが行き渡らず、反面、効果が見込めないマスク姿が街にあふれる、休校で自宅待機の生徒が多数遊び歩く、患者に対する言われなき中傷が起こる、患者を出した学校に非難の電話が殺到するなどして校長が謝罪を余儀なくされる、患者を多く出した学校に行こうとしたら乗車拒否されるなど、いろいろな問題も明らかになりました。この秋には、新型インフルエンザの第二波が予想されています。国は、インフルエンザ対策を抜本的に見直すとともに、見直した対策の国民への理解徹底を図らなければ、第一波を超える、公衆衛生上深刻な事態を招きかねないといわなければなりません。



## 水滸伝の魅力

徳田 敏

水滸伝の魅力は、ハラハラした後に溜飲が下がるどころにあり、もともとが抑圧された中国民衆が日頃の鬱憤のガス抜きのために楽しんでんだ講談から出てますので、登場人物が貪官汚吏や悪徳商人に苦しめられた後、それらをバツバツと倒していく痛快な様を楽しむことができます。

また、史進、魯智深、林冲、楊志、晁蓋、宋江、武松といった順に、一人一人の登場人物を主人公とした話が順番に紡がれていくことで、渦を巻くように一〇八人が梁山泊に集結していく様は、その構成の見事さに感嘆させられます。

水滸伝のあらすじは、北宋末期の徽宗皇帝の時代に、一〇八人の英雄好汉が梁山泊に集結し(七〇

西遊記、金瓶梅(又は紅樓夢)と並んで中国四大奇書のひとつとされる物語ですが、現代日本での水滸伝の知名度が今ひとつなのは残念な限りです。

三国志演義といえば、小説や映画などの著名な作品のほか、「三顧の礼」、「泣いて馬謖を斬る」、「苦肉の策」などの人口に膾炙された言葉など想起されるものは多いと思います。また西遊記といえば、テレビドラマによる三蔵法師、孫悟空、猪八戒(八戒)、沙悟浄というキャラクターの人気もあり、老若男女に親しまれています。残りの金瓶梅

子(「本朝金瓶梅」が刊行されたりしてますが、金瓶梅はちょっとアレなのでアレコレ言わないでおくとしても、他と比べると日本での水滸伝の人気は大きく水をあげられています。

水滸伝が日本に入ってきたのは江戸時代で、そのころは読本や浮世絵の世界で水滸伝ブームが起きるほどの人気だったようですが、その人気は現代日本まで続きま

回本)、その後散っていく(一〇〇回本や一二〇回本)という物語です。七〇回本、一〇〇回本というのは、何話分で一まとまりの物語になっているかという編集の仕方の分類で、講談師が話す一回分毎に一話ずつに別れ、各回毎に「林教頭刺配滄州道、魯智深大鬧野猪林」など七字から九字の双句の題名が付されています。七〇回本は、一〇八人が梁山泊に集結して大団円となるもの、一〇〇回本と一二〇回本は一〇八人終結後の話を三〇回分収めるか、五〇回分納めるかの構成の違いで、日本で一般に流布しているものは一〇〇回本か一二〇回本が多いようです。

水滸伝は、三国志演義、

せんでした。当時の人気は現代まで続かなかった原因は、水滸伝が読み継がれず、教養としても娯楽としても広く継承されなかったためでしょう。大きな書店に行っても、文庫本が刊行されて間もない北方水滸伝を除けば、水滸伝関連書籍を探すことは難しいのが現状であり、人気を広げられない原因の一端が垣間見えます。

水滸伝ファンの私としては、読んでいただけさえすれば、その面白さを理解していただけたらと思っていますので、少し刊行されている書籍を紹介します。

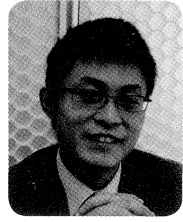
水滸伝を読んだことのない方にとっては、吉川英治の新水滸伝(講談社吉川英治時代文庫全四巻)がお勧めです。吉川水滸伝は、水滸伝の魅力をそのままに、原作が持つアクの強い部分を薄めるなど大作家のフィルターを通した水滸伝になっており、日本人にも親しめる作品になっています。吉川水滸伝の唯一残念なところは、これが吉川英治の未完の遺作となっ

ていることですが、それでも七〇回本を過ぎたところまで書き進められており、もっと読みたかったのに、とは思わせても、これじゃ話がわからん、とはなりませんのでご安心を。

また入門者にとっては、北方水滸伝(集英社文庫全一九巻)もいいかもしれません。北方水滸伝は、北方謙三が原作を大幅に構成し直して一大エンターテイメントに仕上げたもので、未読の方には違和感なくその世界に入り込めると思います。

吉川水滸伝を読んでもっと先が知りたいという方や、北方水滸伝を読んで本来の水滸伝を読みたいと思われた方には、駒田信二訳水滸伝(ちくま文庫全八巻)がよいですし、ビジュアルとして水滸伝を楽しみたいという方には、画本水滸伝(中央公論社全六巻。ただし絶版)や絵巻水滸伝(魁星出版一〇巻まで刊行中)もよいです。

皆さんも是非、水滸伝の世界を楽しんでみてください。



## エコ雑感

富増 四季

ここ何年かで人々の環境に対する意識は大きく変わりました。しかし、地球規模で見ると、莫大な二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出を削減する方策を見つけるのは容易なことではないようです。

環境問題の深刻化の一方で、高速道路料金が景気対策で引き下げられ、休日は渋滞で大変と聞きます。これまででなら眠っていたマイカーたちが、それぞれ何万台もの規模で、ここぞとばかりに排ガスを吐き出して走っているわけです。もう一つの景気対策であるエコポイント制度についても、企業の売り上げは伸びるのかもしれないが、本当に

ダーたちは、一方で環境問題の深刻さを訴え、他方では世界シェア拡大にしのぎを削るという矛盾から、意識的に目を反らしているようにも感じます。

エコを考えるなら、古い機械を修理して使うべきなのです。人気のエコカーだって、乗らずにすむ社会、もっと言えば、なるべく買わずにすむ社会が一番エコに合うことでしょう。

今日のモノの消費を中核に据える世界経済のあり方が変わらぬ限り、景気と地球環境は対立関係に立ち続けることでしょう。自由主義経済のもと、大量生産とコスト削減により、安価な商品を大量に消費者に提供することを良しとする風潮があります。しかし、モノの大量消費は貴重な地球資源の浪費と表裏一体です。各国の経済界のリー

もったも、環境問題は、

「お金持ちが贅沢を我慢すれば良い。」などという単純な話でもありません。消費減少は景気減速に直結し、多くの労働者の失業・減給による生活不安や貧困という深刻な結果をもたらすからです。エコの取り組みにもいろいろあります

が、「リサイクル」は定着しつつあるのに、「リユース(再利用)」「リデュース(消費を抑えること)」が広まらない本質的な理由は、こうした経済との関係にあるのかもしれない。

しかし、この利便性も、大きな環境コストのうえに成り立っているようです。

先日、タクシー運転手さんから聞いた話ですが、一日の走行距離全体の三分の二くらいは、お客さんに乗せずに走っているそうです。その間、信号や一時停止などで加速と減速を際限なく繰り返しています。京都市内を走る全てのタクシーの台数を考えれば、何と莫大なエネルギーが無駄に使われていることでしょうか。

ちなみに、家庭用のエアコン(四五〇W)の設定温度を一度上げて、二時間ほど我慢したとします(これは、一〇〇W電球を小一時間点灯させる電力量に匹敵するそうです)。このときのエコ効果を、車の利用と比べてみましょう。

しまします。素人計算ですが、効率が良いとされる小型電気自動車(一二五Wh/km)であっても、平均すればたった七二〇mの市街地走行で、同じ電力量を消費してしまします(普通のガソリン車では、燃料効率も、大気への影響もさらに悪いはずです)。

今日の朝だけでも、自転車通勤の私を追い抜いていった車が何台あったことでしょうか。日々の生活でのささやかなエコ努力が空しく感じられた一瞬でした。

一人一人が、家庭での生活などでこつこつ節約をしていくことはもちろん大切なことでしょう。もっとも、社会全体を見るマクロの視点を忘れてはいけません。消費を中心とするライフスタイルや、経済全体のあり方など、根本から見直す議論が求められているように思います。



## かものがわ講座

### 裁判員制度



いよいよ裁判員制度が始まりました。裁判員については、「かものがわ」でも何度も取り上げてきましたが、ついに制度が動き始めるのです。巷では、専門家ではない一般市民に適切な判断ができるのだろうか、とか、自分ではきたら裁判員にはなりたくない、という消極的な声が極強いようですが、市民の皆さんには自信を持っていただきたいと思えます。事実認定に求められる

のは、法律知識ではありません。皆さんそれぞれの人生において培われてきた一般常識なのです。そして、裁判員それぞれが多様な経験を持ち寄っていたりすることで、議論を充実させ、より正義にかなった判決を導くことが期待されています。私たち法律家も、市民の皆さんを法廷に迎えるにあたり、研修や模擬裁判などを通して法廷技術を磨いてきました。例えば、これまで市民を裁判

から遠ざける一因となった難しい法律用語も、わかりやすい用語に言い換えることになっていきます。また、手続のなかで、検察官と弁護人の双方から、皆さんが判断しやすいうように、ポイントがわかりやすく整理されますので、心配はいりません。それでも事件の内容によって、判断に迷いが生じることでしょう。こうした場面では、あなたの抱いた疑問を自分だけのものにしなくて、他の裁判員と共有し、大いに悩み、納得いくまで議論を尽くしていただきたいと思えます。議論しても、なお被告人を有罪とすることに合理的な疑いが残るときには、無罪と判断しなければなりません。より良い裁判を作り上げていくために、市民の皆さん一人一人の貢献に大きな期待が寄せられています。